



Q. 戸籍謄本等を請求できる人の範囲はどこまでですか

A. 戸籍謄本等を請求できる人の範囲は、本人・配偶者及び、実の親子・孫・祖父母など、直系の血族関係にあたる方までです。

ですが、本人以外の場合は、その関係を確認する必要があります。台東区にある戸籍で確認できない場合(台東区から他区市町村へ転籍後に結婚し、その配偶者が相手の台東区時代の戸籍謄本等を取得する場合等)は、関係を確認できる戸籍謄本の持参をお願いします。(結婚等で戸籍が別々になった兄弟や、養子縁組をしていない義理の関係にあたる方は、委任状が必要になります。)

※受理証明書の交付は届出人のみに、身分証明書の交付は本人のみに限りますので、これらの証明書の場合は、直系の血族関係にあたる方が請求される場合でも委任状が必要になります。

Q. 「改製原戸籍」とはなんですか

A. 戸籍がコンピューター化されたり、法律が改正されるなどして、新たに戸籍を作り変えた場合、作り変える前の戸籍を「改製原戸籍」といいます。

台東区では平成7年3月13日に戸籍がコンピューター化されており、コンピューター化前の戸籍は、通称で「平成の改製原戸籍」と呼ばれます。またそれ以前では、昭和32年の法務省令により、戸籍の全面改製を行っており、こちらは同じく通称で「昭和の改製原戸籍」と呼ばれ、また、戦前に行われた「司法大臣の改製原戸籍」も存在します。

また、昔は「家督相続」の制度があったため、誰かに家督を相続させ、筆頭者(戸主)が変わったことにより、戸籍が作り変えられている場合もあります。

これらのことから、例えば誰かの「出生～死亡までの戸籍」を集めようとする場合、戸籍は複数にまたがって形成され、さらに人によって何種類で構成されるかもまったく異なります。請求する際には「改製原戸籍」として請求するのではなく、「誰の」「いつからいつまでの戸籍」として請求しないと、必要な範囲の一部分しか取得できなかったり、必要でない戸籍を取得してしまう場合がありますので、ご注意ください。

Q. 「除籍」とはなんですか

A. 戸籍に記載されている方全員が、転籍・婚姻や死亡等によって除かれた戸籍を、「除籍謄本」といいます。

従って、他の方が死亡等で除籍になっていても、1人でも戸籍内に残っていれば、「除籍謄本」ではなく「戸籍謄本」となります。

Q. 戸籍の筆頭者とは、誰のことですか

A. 戸籍の筆頭者とは、戸籍の一番はじめに記載されている方です。

既に亡くなっている方でも、生前に筆頭者であった場合は、そのまま筆頭者です。

夫婦の場合、婚姻により氏(苗字)を改めなかった方が、筆頭者になります。

日本人で未婚の方の場合は、父または母、養父または養母、ご本人自身が筆頭者である場合が多いです。ただし、戸籍の状態は個人で異なります。

相続関係等で戸籍を取得される方へ

相続関係等で戸籍謄本等を取得する必要がある場合、相続人を特定するために、被相続人の出生(もしくは婚姻など)から死亡までのすべての戸籍謄本等を取得する必要がある場合がありますので、ご提出先にご確認ください(**区役所ではいつからいつまでの戸籍が必要になるかはわかりかねますのでご注意ください**)。